

## 第3回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年8月15日（火）午前9時30分から10時50分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（22人）

農業委員	1番 埼田 定
	2番 熊野 茂公
	3番 宮内 昭寿
	4番 河村 晴夫
	5番 小林 勉
	6番 田村 尚利
	7番 出穂真奈美
	8番 鬼武 敬子
	9番 繁本 武紀
	10番 藤本 準一
	11番 山本 忠男
	12番 田村 耕一（会長）
農地利用最適化推進委員	1番 小田 博
	2番 城 俊治
	3番 末岡 博
	4番 國弘 久男
	5番 西村 降裕
	6番 秋山 孝
	7番 西岡 正信
	8番 弘田 靖
	9番 久保田 等
	10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (0人)

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地・非農地の判断について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案 第5号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について

報告 第1号 非農地証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第3回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しております、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、5番 小林 勉 委員、6番 田村 尚利 委員 にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は2件ございました。

今回は初めて審議される委員さんもいらっしゃいますことから、まずは農地法第3条について概略をご説明いたします。

農地法第3条に基づく許可でございますが、これは農地を農地として利用するために権利の移動・決定がされる場合に、その土地を所管する農業委員会の許可を要するものでございます。

申請は、当該地の売り買い、貸し借りの当事者双方の連名で行います。

それでは番号の1番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地でございますが、三井地内にある2筆で、地目はいずれも田、面積は3046m<sup>2</sup>の自作地です。譲渡の理由ですが、父から子へ農業経営の継承のため、生前贈与による所有権の移転を行うこととなつたものです。

農地法第3条第2項に規定されている農地の権利移動の制限について、第1号から7号まですべてクリアしないと許可できないこととされております。それでは各号を検討した結果について順を追って説明いたします。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」でございます。新たに取得しようとする農地も含めて耕作に供すべき農地すべてで効率的に事業に活用することを求めております。そこで本件でございますが、今回取得しようとしている農地は、自宅から近距離でありかつ実家のすぐ近くでもあり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。これは農地所有適格法人以外の法人の農地の取得を制限するものですが、本件は個人の権利取得ですのでこの項目は適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これは信託の引き受けによる権利取得は求められないというものでございます。本件は信託ではないので適用はございません。

続いて第4号は必要な農作業に従事可能であるかという「農作業常時従事要件」についてです。本件については営農計画書から譲受人及び世帯員等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。ちなみに農作業に従事する日数が年間150日以上である場合に常時従事すると認められます。

続いて第5号の「下限面積要件」でございます。これは、農業経営の安定維持には一定規模の農地が必要であるという考え方から、当市においては、新たに取得しようとする農地も含めて、30アール以上の農地を保有することとしております。本件ではこの条件を満たしており問題ないと考えます。

続いて第6号の「転貸禁止要件」についてです。これは農地を借り受けてまた他へ貸すということを禁止したものです。本件は贈与ですので該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」でございます。本件については営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保特に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の 小田 博 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります

議長 小田委員、補足説明がありましたらお願ひします。

推進1番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問等ございますか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の1番は原案のとおり決定いたしました。続きまして2番をお願いします。

事務局 それではつづきまして、番号の2番をご説明いたします。

別紙「位置図」、第3条の番号2をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字岩田立野地内にある1筆で、地目は田、面積は合計で1735m<sup>2</sup>の自作農地でございます。譲渡の事由ですが、譲り渡し人は市外にお住まいであり、申請地の耕作および管理が困難な状況となっております。このことから隣接地の所有者が贈与により譲り受け、水耕栽培に供しようとするものでございます。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判

断について検討した結果をご説明いたします。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」でございますが、今回譲受人が取得しようとしている農地は、譲受人の住所地から極めて近距離にございますことから非常に利便性が高く、又、営農計画書による農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせ効率的に耕作が行われるものと思われます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適当と考えます。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、本件については営農計画書から、譲受人及び世帯委員は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは充分満たしております。

続いて第6号の「転貸禁止要件」については、贈与によるものですので該当しないと考えます。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては地区担当委員の 熊野 茂公 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 熊野委員、補足説明がありましたらお願いします。

委員2番 補足はありません。

議長 これより質疑に入ります。何か質問等ございませんか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号の2番は原案のとおり決定いたしました。  
続きまして議案第2号の説明をお願いします。

事務局

つづきまして、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可  
決定について」ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。今月の申請は4件でございます。

では番号の1番から解説を加えながらご説明を申し上げます。

農地法第5条に基づく許可でございますが、これは農地を宅地などの  
農地以外の用途に転用しようとする際に、権利の移動が伴う場合に農地  
法第5条により、その土地を所管する農業委員会の許可を要するもので  
ございます。

ちなみに、今回申請はございませんでしたが、自己の目的のために農  
地を転用する場合には農地法第4条の許可となります。

4条・5条の許可制度の目的でございますが、優良農地の確保と農業  
以外の土地利用との調整を図ることが大きな目的となっております。

それでは別紙「位置図」、第5条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

本件は、使用貸借による権利の設定に伴う転用許可申請でございます。

申請者の譲渡人は三輪のご夫婦で、譲受人は現在周南市にお住まいです。  
また、申請のあった土地は、大字三輪地内にある1筆で、都市計画法の用途区域に所在しております。

登記地目は田、現況地目は畑、面積は399m<sup>2</sup>の自作地です。ここを転  
用し、自己用住宅を建築したいとのことで申請が出されたものでござい  
ます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地転用許可の要件といたしまして、『立地基準』と『一般基準』がご

ざいます。

まず『立地基準』ですが、農地の営農条件や市街地化の状況から5種類に区分し、優良な農地の転用を厳しく制限しております。

まず「農地の区分」でございますが、本件については将来的な市街化を見越した都市計画法における用途区域、住居専用区域内である為、第3種農地となります。第3種農地については立地基準において原則許可することとされております。

ここからは『一般基準』となります。事業の実施について、その確実性や周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」でございますが、本件の目的は自己用住宅ということで適当と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてでございます。本件は金融機関からの融資を利用するとのことです。融資内定通知書により資力は十分にあることは確認しておりますので、適当であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後2年以内に完了する計画となっており、確実に実施される見込みであると考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、今回は該当するものはございません。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、これについても該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や土地利用計画図等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の 城 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長	城 委員、補足説明がありましたらお願ひします。
推進 2 番	本件土地は、前面が道路、後ろが山林になっており、また隣接する農地は申請者の所有であることから、特に問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。何かございませんか。
	(なしの声)
	ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第 2 号の 1 番は原案のとおり決定いたしました。続きまして事務局から説明をお願いします。
事務局	つづきまして、議案第 2 号の 2 番から 4 番が同一の事業に係る申請となっておりますので、一括してご説明いたします。
	それでは別紙「位置図」、第 5 条の番号 2 から 4 をお開きください。議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。
	本件は、賃貸借による一時転用許可申請でございます。
	申請者の貸付人は議案に記載の方で、借受人は宇部市内の電気設備事業者になります。
	まず 2 番からご説明します。申請のあった土地は、大字光井地内にある 1 筆で、地目は田、面積は 4541 m <sup>2</sup> の自作地の内 2400 m <sup>2</sup> を借り受けるものでございます。ここを借り受け付近の山中にある中国電力の送電線の鉄塔の建て替えに係る現場事務所、資材置場、駐車場として利用しようとするものでございます。
	「農地の区分」でございますが、こちらは農業振興地域内にある農用地となっており、原則転用は認められません。しかしながら例外として利用目的を達成するうえで当該農地を供すことが必要と認められる場合

において、3年以内という制限を設け、一時的な転用に限り、許可できることとなっております。

ここからは『一般基準』となります。

まず、「転用の目的」でございますが、本件について他に適切な用地がないことから適當と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてでございます。本件は通帳残高等から資力は十分にあることは確認しておりますので、適當であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後3年以内に完了する計画となっており、問題ないと考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、必要な手続きは完了しているということで確認しております。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、これについては該当しないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や事業計画図等から判断し、適當であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書等の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等について問題ないと考えます。

続いて3番でございます。

申請のあった土地は、大字光井地内にある1筆で、地目は田、面積は998m<sup>2</sup>の自作地の内250m<sup>2</sup>を借り受けるものでございます。ここを借り受け付近の山中にある中国電力の送電線の鉄塔の建て替えに係る資材運搬用の仮設道路として利用しようとするものでございます。

「農地の区分」でございますが、申請地は農業公共投資の対象となっていない、おおむね10ヘクタール未満の小団地の農地であり、第1種にも第3種にも該当しない農地であるため第2種農地と考えます。第2種農地の場合は、他に代替地となる用地が無い場合に許可がされるということになっております。

ここからは『一般基準』となります。

まず、「転用の目的」でございますが、2番と同じく他に適切な用地がないことから適當と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてでございます。これも2番と同じく本件は通帳残高等から資力は十分にあることは確認しておりますので、適當であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後3年以内に完了する計画となっており、問題ないと考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、必要な手続きは完了しているということで確認しております。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、周辺の用地についても同時に賃借することとなっていることを確認しており、問題ないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や事業計画図等から判断し、適當であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書等の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等について問題ないと考えます。

続いて4番でございます。

申請のあった土地は、大字光井地内にある2筆で、地目は田、面積は1377m<sup>2</sup>の自作地を借り受けるものでございます。ここを借り受け付近の山中にある中国電力の送電線の鉄塔の建て替えに係る資材運搬用の索道基地、作業用車両回転場、駐車場として利用しようとするものでございます。

「農地の区分」でございますが、こちらは農業振興地域内にある農用地となっており、原則転用は認められませんが、2番案件と同じく一時的な転用に限り、許可できることとなっております。

ここからは『一般基準』となります。

まず、「転用の目的」でございますが、本件について他に適切な用地がないことから適當と考えます。

続きまして、「資力及び信用」についてでございます。本件は通帳残高

等から資力は十分にあることは確認しておりますので、適當であると考えます。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、該当しないと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、許可後3年以内に完了する計画となっており、問題ないと考えます。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、必要な手続きは完了しているということで確認しております。

また「一体利用地の利用見込み」についてですが、周辺の用地についても同時に賃借することとなっていることを確認しており、問題ないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書や事業計画図等から判断し、適當であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、被害防除計画書等の内容等から判断し、近隣農地の日照・通風等について問題ないと考えます。

最後に、一時転用の場合には事業完了後の現状復旧が許可の条件となっております。本件につきましては2番～4番の3件いずれも原状回復誓約書の提出を受けております。

検討事項についての説明は以上でございます。

なお、この件につきましては地区担当委員の藤本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 藤本 委員、補足説明がありましたらお願いします。

委員9番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

委員1番 案件において面積が「～m<sup>2</sup>うち～m<sup>2</sup>」となっているものについて、申請外の部分はどういう状況でしょうか？

事務局	申請外については荒廃地となっています。
議長	他にございますか。  (なしの声)
	ないようですので採決いたします。議案第2号の2番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。
	(全員举手)
	全員賛成ですので、議案第2号の2番から4番は原案のとおり決定いたしました。次に議案第3号の説明をお願いします。
事務局	つづきまして、議案第3号「農地・非農地判断について」です。 別紙の議案第3号資料をご覧ください。
	農地・非農地の判断を行うにあたり、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については、農地法上の農地とはいえないことから「農業委員会総会又は農地部会の議決により判断を行って差し支えない」との通知が平成27年11月25日付で発出されております。
	これに伴い、当市においても農地・非農地の判断について検討を行い、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、所有者からの非農地判断申出書により、農業委員会総会に諮り、農地・非農地の判断を行うこととしたものです。
	今回の申出対象地は、大字岩田地内の2筆です。
	まず1筆目ですが、登記地目は田、現況は原野、面積519m <sup>2</sup> の非農地判定についてでございます。
	農業委員会として確認すべき事項は3点でございます。
	まず1点目は、対象農地を耕作しなくなった時期から現在に至る期間が相当年数に及んでいる等から、今後とも農地として利用される可能性が著しく低い、といった点でございます。
	当該農地についてでございますが、法面の崩落等があり、40数年ま

えより耕作されてないところでございます。

次に 2 点目として、対象農地の現在の状況が、非農地と判断するのに妥当であるかですが、既に樹木等も生えており、当該農地は既に農地性を喪失しているものと考えます。

3 点目は、申請地を非農地と判定した場合に対象農地周辺の農地へ著しい支障を及ぼすおそれがないかでございますが、現状既に原野化しており特に問題はないものと判断します。

次に 2 筆目ですが、登記地目は宅地、現況は畠、面積 472 m<sup>2</sup> の農地判定についてでございます。

こちらは 1 年半まえに家屋を解体され、その後に畠として利用されているものです。宅地を農地にすることについて特に法律上の規定はございませんが、農地法の現況主義という考え方から、1 筆目の申請とあわせて申請いただき、総会で承認を得た後、農業委員会の農地台帳に登録し、農地法上の農地として管理していきたいというものでございます。

対象地の現状でございますが、税務課の課税地目についても畠となつておりますて、申請者において登記地目も畠への変更を考えておられることから申請されたものでございます。

なお、なお、この件につきましては地区担当委員の 弘田 委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 弘田 委員、補足説明がありましたらお願いします。

推進 8 番 1 筆目の非農地判定につきましては、当該土地には既に直径 10 cm から 15 cm の樹木が生えており、農地としての活用は困難であることから非農地であると考えます。また周辺への影響についてですが、周囲の草刈りができる部分については草刈りをしておられますので、近隣に田がありますが、影響はほとんどないと考えます。

2 筆目の農地判断につきましては、もと宅地の土地を現状では非常にきれいに畠にしておられるのを確認し、今後も農地として管理されるものと考えます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

委員10番	この申し出は、特に2筆目の農地判断の方は、申請者にとってどのようなメリットがありますか。
事務局	今回の案件は、既に固定資産税の課税地目も畠になっており、実質的にはメリットはありません。
推進8番	補足説明いたします。今回の申出を受ける前に申請者から事前の相談があり、「現況と農地台帳をきちつと合わせておきたい」とのご意向でした。その際に事務局とも協議しましたが、「現況主義」の原則があることから、メリットがないからという説明は農業委員会の立場からは出来ないということで、今回の申し出をしていただいた経緯があります。
委員1番	農地利用最適化推進施策の改善に関する意見において、昨年「職権での地目変更」が可能となるよう要望を出しているが、これくらい踏み込んでやらないと前へ進まないとと思う。今年も引き続き意見として要望してほしい。
事務局	意見については昨年と同様に要望していきたいと思います。
議長	他にござりますか。
	(なしの声)
	ないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成ですので、議案第3号は1筆目については非農地、2筆目については農地として決定いたしました。続きまして事務局から説明をお願いします。
事務局	続きまして議案第4号に入る前に、農業経営基盤強化促進法及び農用地利用集積計画について概略をご説明いたします。

(農業経営基盤強化促進法及び農用地利用集積計画について説明)

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成29年8月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

今回は、更新の計画のみで件数は2件、4筆で面積は4,780m<sup>2</sup>となっております。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

説明につきましては以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

委員6番 中間管理機構を活用した場合はこれには含まれないのですか。

事務局 中間管理機構を介した場合は、借り手のところが機構と表示されます。またその形では実際の借り手が分からぬいため、もう一枚用紙が増えて、そちらに実際の借り手が表示される形となります。

議長 他にございますか。

ないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。  
つづいて議案第5号の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、議案第5号「農地利用集積円滑化事業規程の変更について」でございます。

別紙資料をご参照いただけたらと思います。

光市農業委員会会長あてに市の方から承認の求めがでております。

これは、農業経営基盤強化促進法という法律があるわけでございますが、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するために、農地等から委任を受け、その者を代理し、農地等の売り渡しや貸し付け等を行う事業を「農地利用集積円滑化事業」と言います。この事業を行おうとするものは、事業規程を定め、事業実施区域の市町から承認を受ける必要がございます。

事業者が規程を変更する場合にも市町の承認が必要であり、市町はそれを承認するために、農業委員会の決定を得なければならないとされております。この度、南すおう農協の農地利用集積円滑化規定が一部変更となつたことに伴い、光市より、平成29年7月4日付で同規定の一部変更について農業委員会に承認を求められたものです。

変更の内容については、平成28年4月1日施行の農業委員会等の法律の一部改正による組織変更に伴い、条文の一部を変更しようとするものであり、特に問題はないため、一部変更について異議はない旨を回答しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長　　只今、事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。ありましたらお願ひします。

(なしの声)

ないようですのでこれより採決に入ります。議案第5号「農地利用集積円滑化事業規程の変更について」原案のとおりに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告事項に入ります。

事務局

続きまして報告事項ですが、議案の3ページをご覧ください。

報告第1号「非農地証明について」です。

証明の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長

只今の報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願ひします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第3回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成29年8月15日開催の第3回光市農業委員会総会の議事録である。

平成29年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印

光市農業委員 \_\_\_\_\_ 印